

## 仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱

(平成 31 年 3 月 13 日 経済局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の産業を担う人材を確保し、及びその人材の本市への定着を促進するため、中小企業等の市内事業所等に勤務し、奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。
- 二 大学生等 大学等に在学する者をいう。
- 三 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法第 14 条第 1 項に規定する学資貸与金その他、地方公共団体等が大学生等に対して学資として貸与する資金で市長が認めるものをいう。
- 四 中小企業等 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる者で本市の区域内に事業所を有するもの並びに社会福祉法人、医療法人及び学校法人等市長が認める者で本市の区域内に事業所を有するものをいう。

### (交付対象者の認定)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

- 一 大学生等又は大学等を卒業した日から三年を経過しない者であること
  - 二 期間の定めがない労働契約に基づき事業所（本市の区域内に所在するものに限る。）において勤務していないこと
  - 三 第 6 条第 1 項の規定による認定を受けた中小企業等（以下「認定企業」という。）と期間の定めがない労働契約を締結し、当該認定企業の事業所（本市の区域内に所在するものに限る。ただし、市内に本社を置く認定企業の場合にあっては、この限りではない。）において勤務する予定であること
  - 四 奨学金を返還し、又は返還する予定であること
- 2 前項の認定を受けようとする者は、仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 一 認定企業に勤務する予定であることが確認できる書類
  - 二 奨学金の借入総額が確認できる書類
  - 三 その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定により交付対象者認定申請書が提出された場合において当該申請書を提出した者が第 1 項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、同項の認定をし、その旨を仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、同項各号の要件を満たすことが認められないときは、その旨を仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者の認定について（様式第 2 号の 2）により通知するものとする。

(交付対象者の届出)

第4条 前条第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 認定を辞退しようとするとき
- 二 認定企業を退職したとき
- 三 大学生等が退学の処分を受けたとき
- 四 大学生等が留年、休学、退学したとき
- 五 返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたとき
- 六 住所又は氏名の変更があったとき
- 七 その他市長が必要と認めるとき

2 前項の規定による届出をしようとする者は、仙台市奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第5条 第3条第2項の申請及び前条の届出を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年仙台市条例第41号)及び仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和4年仙台市規則第81号)の規定の例による。

(交付対象者の認定の取消し)

第6条 市長は、第3条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項の認定を取り消し、その旨を仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者の認定取消しについて(様式第4号)により通知するものとする。

- 一 第4条第1項第1号から第4号までに掲げるとき
- 二 奨学金の全部が免除されたとき
- 三 その他市長が必要と認めるとき

(企業の認定)

第7条 中小企業等は、次の各号に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けることができる。

- 一 本市に対して補助金の費用に充てることを指定した寄附(市長が定める額以上のものに限る。)をする予定であること
- 二 奨学金を返還し、又は返還する予定である学生等を勤務させる事業所(本市の区域内に所在するものに限る。ただし、市内に本社を置く認定企業の場合にあっては、この限りではない。)を有すること
- 三 労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令をはじめとした法令に違反していないこと

2 前項の認定を受けようとする中小企業等は、市長が定める方法により年度毎に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請があった場合において当該申請をした中小企業等が第1項各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、同項の認定をし、その旨を仙台市奨学金返還支援補助金企業認定通

知書（様式第5号）により通知するものとする。

（企業の届出）

第8条 前条第1項の認定を受けた中小企業等が第2条第1項第4号の定義を満たさなくなったとき、前条第1項の要件のいずれかを満たさなくなったときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする中小企業等は、仙台市奨学金返還支援補助金認定企業届出書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（企業の認定の取消し）

第9条 市長は、第7条の認定を受けた中小企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、その旨を仙台市奨学金返還支援補助金企業の認定取消しについて（様式第7号）により通知するものとする。

- 一 第2条第1項第4号の定義を満たさなくなったとき、または第7条第1項の要件のいずれかを満たさなくなったとき
- 二 その他市長が必要と認めるとき

（補助金の交付要件）

第10条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 認定企業に勤務する前に第3条第1項の規定による認定を受けること
- 二 認定企業と期間の定めがない労働契約を締結し、補助金交付申請を行う前年度において、次のいずれかに該当する者であること
  - イ 市内に本社を置く認定企業の事業所（本市の区域内に所在するものに限る。ただし就労1年目分の補助金を受けた者の就労2年目以降の補助金交付にあつては、この限りではない。）に6箇月以上勤務している者
  - ロ 市内に本社を置く認定企業との労働契約上、就労1年目に市外事業所に勤務している者で、当該認定企業に6箇月以上勤務し、かつ市内事業所に勤務する予定がある者（ただし令和4年度以降に第3条の規定による交付対象者の認定を受けたものに限る。）
  - ハ 上記以外の認定企業の事業所（本市の区域内に所在するものに限る。）に6箇月以上勤務している者
- 三 市内に居住すること（ただし、市内に本社を置く認定企業に勤務する場合にあつては、この限りではない。）
- 四 勤務する中小企業等が前条に規定する認定の取り消しを受けていないこと
- 五 次のいずれにも該当しない者であること
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）であること
  - ロ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にあると認められる者であること
  - ハ 市税（個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税）を滞納している者であること

2 前項第5号ハに規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（補助金の交付期間）

第11条 市長は、第14条の規定による決定を受けた者に対して、当該者が最初に補助金を受けた年度から3年度分に限り、補助金を交付することができる。

（補助金の額等）

第12条 補助金の額は、年額180,000円、総額540,000円を上限とする。

2 当該者が借り入れた奨学金の額（返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたときは、当該減額後の奨学金の額）を超えることができない。

（補助金交付の申請及び実績報告）

第13条 第3条第1項の認定を受けた者は、市長が別に定める期間に、仙台市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金の交付の申請をしなければならない。

- 一 大学等の卒業を証する書類（初回申請時のみ。すでに提出している場合は不要。）
- 二 在職証明書（様式第9号）
- 三 住民票の写し（発行後3月を経過しないものに限る。）
- 四 奨学金の返還状況を証する書類
- 五 その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び額の確定）

第14条 市長は、前条の申請及び実績報告があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請をした者が第10条各号の要件を満たすと認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、その旨を仙台市奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 前条の確定通知を受けた者は、速やかに仙台市奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、第14条の規定により補助金の交付決定を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該

取り消した部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めなければならない。

(寄附金の納付)

- 第 18 条 第 7 条第 1 項に定める寄附金額は補助金交付金額の半額とし、交付対象者一人につき年額 90,000 円を上限とする。
- 2 認定企業は、第 3 条第 3 項の認定を受けた者が補助金の交付を受ける場合、本市が指定する期日までに寄附金を納付しなければならない。
- 3 認定企業は、寄附金の納入依頼を受けた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の寄附金の額を控除した額）につき、民法第 404 条及び 419 条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 6 日改正）

この改正は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 13 日改正）

この改正は、令和 3 年 9 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日改正）

この改正は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日改正）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 10 日改正）

この改正は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。

仙台市長 様

仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書

交付対象者として認定を受けたいので、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒			
	ふりがな 氏名				
	生年月日	年 月 日		性別	男・女
	電話番号	自宅		携帯	
	メールアドレス				
修学先 ※既卒者については奨学金貸与を受けていた修学先	名称				
	学部・学科名			学年	
	卒業(予定)年月	年 月卒業 (予定)			
借入奨学金	名称	①		②	
	区分	無利子・有利子		無利子・有利子	
	借入金額	円/月 (総額 円)		円/月 (総額 円)	
借入期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		
内定等	内定等の状況	<input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 内々定 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	就職予定先 (認定企業名)				
	就職予定企業の本 社・本部所在地				
	就業予定の事業所 所在地				
	就職予定日	年 月 日			

(添付書類)

1. 内定等を得た対象企業からの内定書の写し又は内定証明書を添付してください。
2. 奨学金の借入総額が確認できる書類を添付してください。

第 号  
年 月 日

(申請者氏名) 様

仙台市長 印

仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、交付対象者として認定したの  
で通知します。

様式第2号の2

第 号  
年 月 日

(申請者氏名) 様

仙台市長 印

仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者の認定について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、交付対象者として認定しない  
こととしたので通知します。

仙台市長 様

住所

氏名

仙台市奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定について、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号 [ ]

- 1 認定を辞退する〔理由： ]
- 2 対象企業を退職した〔退職日： 年 月 日〕
- 3 大学等から退学処分を受けた
- 4 大学等を留年・休学・退学した
- 5 返還免除等により返還すべき奨学金が減額された（免除等が確認できる書類を添付）
- 6 住所又は氏名の変更があった
- 7 その他 [ ]

様式第4号

第 号  
年 月 日

(申請者氏名) 様

仙台市長 印

仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者の認定取消しについて

年 月 日付け 第 号で通知した認定に関して、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第6条に該当すると認められたため、交付対象者の認定を取り消したので通知します。

様式第5号

第 号  
年 月 日

(申請者氏名) 様

仙台市長 印

仙台市奨学金返還支援補助金企業認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、対象企業として認定したので  
通知します。

仙台市長 様

所在地  
名 称  
代表者名

仙台市奨学金返還支援補助金認定企業届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定に関して、仙台市奨学金返還  
支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 第2条第1項第4号の定義を満たさなくなった（ただし当該年度中は認定企業とみなす）  
理由等  
[ ]

2 第7条第1項の要件のいずれかを満たさなくなった  
理由等  
[ ]

※事業所を閉鎖した場合、下記へ閉鎖した事業所及び当該事業所以外の事業所の所在地を記載する  
こと。  
[ ]

様式第7号

第 号  
年 月 日

(申請者氏名) 様

仙台市長 印

仙台市奨学金返還支援補助金企業の認定取消しについて

年 月 日付け 第 号で通知した認定に関して、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱に掲げる要件を満たさなくなったため、対象企業の認定を取り消したので通知します。



年 月 日

仙台市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

仙台市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書

仙台市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 交付申請額 金 円

2 借入奨学金

奨学金名称		
区 分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子
借入総額	円	円
返還開始月	年 月	年 月
返還月額	円	円
返還済額合計	円 (返還開始月から 年 月まで)	円 (返還開始月から 年 月まで)

3 勤 務 先

企 業 名	
本社・本部所在地	〒
代表者名	
就業場所及び就業期間	年 月 日 事業所名： ~ 年 月 日 所在地：
	年 月 日 事業所名： ~ 年 月 日 所在地：
職務内容	

4 その他

市税納付状況確認	私の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を経済局商業・人材支援課が税務担当課に照会することに <input checked="" type="radio"/> ① 同意します <input type="radio"/> ② 同意しません* ※「2. 同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）の交付を受け添付してください。（1通300円の手数料が必要です。）
----------	--

添付書類

- (1) 大学等の卒業を証する書類（初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要）
- (2) 在職証明書（様式第9号）
- (3) 住民票の写し（発行後3月を経過しないもの）
- (4) 対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し※日本学生支援機構の場合「奨学金返還証明書」

在 職 証 明 書

氏 名		
住 所		
生年月日	年 月 日	
就業場所及び 就業期間①	事業所名	
	所在地	
	就業期間	年 月 日 から 年 月 日
就業場所及び 就業期間② (異動があった 場合のみ記載)	事業所名	
	所在地	
	就業期間	年 月 日 から 年 月 日
雇用形態		
職 種		
職務内容		

上記の者は、 年 月 日現在、当社に在職していることを証明します。

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

( 記入担当者 所属部署  
 役職・氏名  
 連絡先 )

(申請者氏名) 様

仙台市長 印

## 仙台市奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり交付決定および額の確定をしたので通知します。

## 記

1 補助事業	仙台市奨学金返還支援補助金
2 補助決定額	金 円
3 補助の条件	<p>1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱、並びに以下の注意点を遵守してください。</p> <p>2 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項による加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき</p> <p>② 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき</p> <p>3 補助金の返還を求められた場合において、納期日までに補助金を返還しなかった際には、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による延滞金（遅延損害金）を納付しなければなりません。</p>

仙台市長 様

住所

氏名

仙台市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった標記の補助金について、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名								本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※口座名義人は申請者本人の名義に限ります